

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

東近江市長

市町村名 (市町村コード)	東近江市 (252131)	
地域名 (地域内農業集落名)	新宮東 (新宮東)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年1月29日 (第2回)	

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

現耕作者及び営農人員構成も含めて高齢化が著しく、今後は地域以外の団体に委託せざるを得ない状況にある。又1反当たりの面積が小さく圃場の境界には畦畔ブロックが入れているのと、圃場間の段差が大きく、圃場を広げるにも多額の費用がかかる。

(2) 地域における農業の将来の在り方

当地区では、担い手への集約化が進んでいるが、地域全体で農地を管理していく仕組みを維持していく。将来的にはJA東能登川農協(アグリーやわたの郷)と相談しながら進めていく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	28 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	28 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理機構を活用して担い手への農地集積を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地中間管理機構を通じて営農(エコファーム新宮東)への集積を推奨していく。
(3)基盤整備事業への取組方針
県営能登川地区かんがい排水事業にて用水管等を更新している。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
とにかく限界集落に近い状態であり、目処はたたないが、JAや市と連携して取り組んでいく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
将来は全作業を委託することとなる。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

--